

東京都市計画地区計画の変更（世田谷区決定）

※地区計画と地区街づくり計画図書は同一

都市計画南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画を変更する。

(理由)

本地区計画は、補助216号線の整備に合わせて商業・業務施設を誘導し、安全で快適かつ魅力ある街並み空間の創出を図ることを目的に定めた地区計画である。京王線連続立体交差事業等を契機に、本地区を含め、新たに千歳烏山駅周辺地区地区計画を策定するため、南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画の廃止の変更をするものである。

参考 旧計画書

名称		南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画
位置		世田谷区南烏山五丁目地内
面積		約0.75ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	本地区は補助216号の整備に合わせて商業・業務施設を誘導し、安全で快適かつ魅力ある街並み空間の創出を図っていくことを目標とする。
	土地利用の方針	土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、周辺と調和した商業・業務施設を中心とした土地利用を推進する。
	建築物等の整備の方針	補助216号の整備に合わせてよりよい街並み形成を図るため、建築物等の高さの最高限度を定める。
地区整備計画	建築物等の高さの最高限度※	建築物等の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10mを加えたもの以下とする。
	建築物等に関する事項	ただし、補助216号に面する建築物については10mを12mに読み替えたものとし、かつ15m以下とする。

「区域は、計画図表示のとおり」

理由：道路整備に合わせて適切な高さを定め、街並を誘導するため地区計画を定める。

※ 知事協議事項

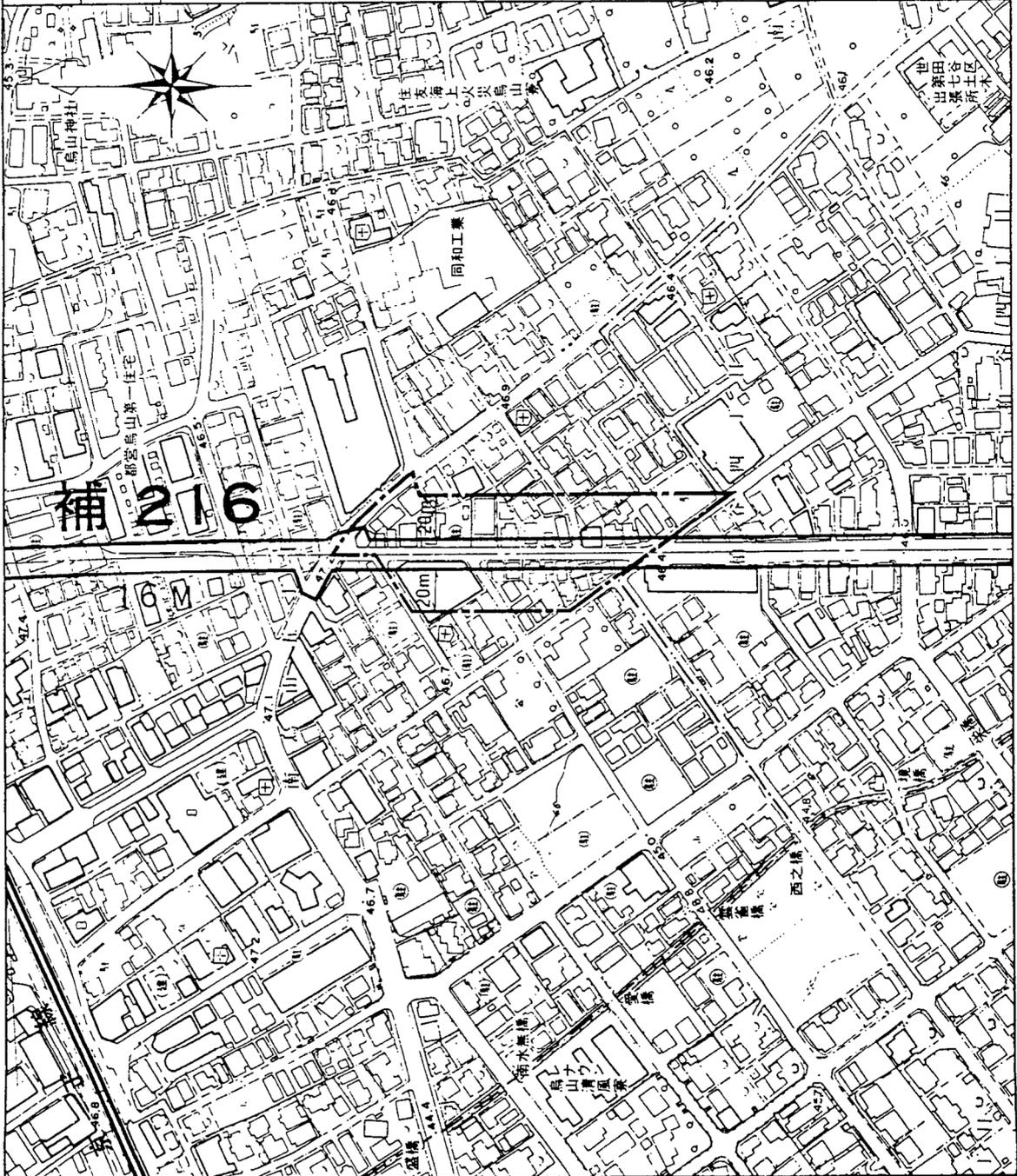
東京都市計画地区計画南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画位置図



東京都市計画

南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画計画図 (世田谷区決定)

世田谷区南烏山五丁目地内



凡 例



地区計画区域及び地区整備計画区域

確認 平成元年4月24日

所管部課名 地域計画部土地利用計画課

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画地区計画 南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画の変更

2 理由

本地区計画は、補助216号線の整備に合わせて商業・業務施設を誘導し、安全で快適かつ魅力ある街並み空間の創出を図ることを目的に定めた地区計画である。京王線連続立体交差事業等を契機に、本地区を含め、新たに千歳烏山駅周辺地区地区計画を策定するため、南烏山五丁目補助216号沿道地区地区計画の廃止の変更をするものである。